

裁判所職員採用試験（裁判所事務官） 受験案内 一般職試験（高卒者区分）

第1 受付期間

インターネット申込み

7月1日（火）10:00～7月10日（木）【受信有効】

インターネット申込専用アドレス

（採用試験申込みサイト） <https://www-shiken.courts.go.jp/>

7月10日（木）までに申込データを受信完了したものに限り受け付けます。

「第6 申込手続等」（4ページ参照）をよく読んでください。

第2 試験日程

第1次試験日	9月14日（日） 12:50着席（※1） 13:10試験開始 16:15試験終了
第1次試験合格者発表日	10月7日（火）
第2次試験日	10月17日（金）～10月30日（木）（※2）
最終合格者発表日	11月14日（金）

※1 着席時刻から試験に関する注意事項の説明を開始します。受付時刻は受験票をご確認ください。

※2 人物試験受験票で指定する日に実施します（土、日は除く。）。



第3 受験資格

- 1 令和7年4月1日において、高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者（令和5年4月1日以降に卒業した者が該当します。）及び令和8年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

- 2 最高裁判所が1に掲げる者に準ずると認める者

※ 具体例

- ・ 令和7年4月1日において、中学校を卒業した日から起算して2年以上5年未満の者であって、1に該当しない者
- ・ 令和7年4月1日において、中学校を卒業した日から起算して5年を経過した者であって、高等専門学校の第3学年の課程を修了した日の翌日から2年を経過していない者及び令和8年3月までに当該課程を修了する見込みの者
- ・ 令和7年4月1日において、中学校を卒業した日から起算して5年を経過した者であって、専修学校の高等課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び令和8年3月までに当該課程を修了する見込みの者
- ・ 令和7年4月1日において、中学校を卒業した日から起算して5年を経過した者であって、高等学校卒業程度認定試験に合格した日の翌日から起算して2年を経過していない者

※ この他にも受験資格が認められる場合があります。詳細は裁判所ウェブサイト内の採用情報のページをご覧ください。

※ 8ページのフローチャートを参照し、受験資格の有無及び受験資格となる学歴を必ず確認してください。

○ この試験を受けられない者

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 国家公務員法第38条の規定に該当する者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 最新の受験資格情報については、裁判所ウェブサイト内の採用情報のページにも掲載しますので、確認してください（<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>）。

第4 試験種目・試験の方法・配点比率

試験	試験種目	内容・出題分野・出題数	解答時間	配点比率
第1次試験	基礎能力試験 （多肢選択式）	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 知能分野 24題 知識分野 21題	1時間40分	9/20
	作文試験 （記述式）	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験 1題	50分	3/20
第2次試験	人物試験	人柄、資質、能力などについての個別面接		8/20

（注）作文試験の評定結果は、第1次試験の合格者決定には反映させず、最終合格者の決定の際に、他の試験種目の成績と総合します。

合格者の決定方法の詳細については、裁判所ウェブサイト内の採用情報のページをご覧ください。

第5 勤務地、採用予定人員及び試験地

管轄する高等裁判所 勤務地	採用予定人員	第1次試験地	第2次試験地
札幌高等裁判所 北海道	4人程度	札幌市 函館市 旭川市 釧路市	札幌市 函館市 旭川市 釧路市
仙台高等裁判所 宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県	6人程度	仙台市 福島市 山形市 盛岡市 秋田市 青森市	仙台市 福島市 山形市 盛岡市 秋田市 青森市
東京高等裁判所 東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県	20人程度	さいたま市 千葉市 水戸市 宇都宮市 前橋市 静岡市 甲府市 長野市 新潟市	東京都 横浜市 さいたま市 千葉市 水戸市 宇都宮市 前橋市 静岡市 甲府市 長野市 新潟市
名古屋高等裁判所 愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県	3人程度	名古屋市 津市 岐阜市 福井市 金沢市 富山市	名古屋市 津市 岐阜市 福井市 金沢市 富山市
大阪高等裁判所 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県	7人程度	大阪市 京都市 神戸市 奈良市 大津市 和歌山市 広島市 山口市	大阪市 京都市 神戸市 奈良市 大津市 和歌山市
広島高等裁判所 広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県	6人程度	岡山市 鳥取市 松江市 高松市 徳島市	広島市 山口市 岡山市 鳥取市 松江市
高松高等裁判所 香川県 徳島県 高知県 愛媛県	2人程度	高知市 松山市 福岡市 佐賀市 長崎市 大分市	高松市 徳島市 高知市 松山市
福岡高等裁判所 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県	15人程度	熊本市 鹿児島市 宮崎市 那覇市	福岡市 佐賀市 長崎市 大分市 熊本市 鹿児島市 宮崎市 那覇市

(注) 1 採用予定人員は、令和7年1月現在のものであり、変動する場合があります。

2 試験場は、原則として上記都市内に設けますが、受験者数等の都合により、上記都市周辺に設ける場合もあります。必ず受験票で確認してください。

◆試験地について

- ①第1次試験の試験地は、希望する勤務地にかかわらず、全国の試験地から受験に便利な試験地を選択することができます。
- ②第2次試験の試験地は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の試験地から選択することになります。
- ③ただし、第1次試験の試験地が、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内にある場合は、第1次試験の試験地と異なる試験地を選択することはできません。

試験地の選択例1：住所地が東京都、希望する勤務地が石川県の場合（この場合、希望する勤務地を管轄する高等裁判所は名古屋高等裁判所となります。）

- ①第1次試験地（※希望する試験地で受験できます。） → ①東京都
②第2次試験地（※希望勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の試験地） → ②金沢市

試験地の選択例2：住所地が那覇市、希望する勤務地が福岡県の場合（この場合、希望する勤務地を管轄する高等裁判所は福岡高等裁判所となります。）

- ①第1次試験地（※希望する試験地で受験できます。） → ①那覇市
③第2次試験地（※第1次試験地が、希望勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内にあるため、①と同じ試験地となります。） → ③那覇市

◆勤務地について

採用時の勤務地は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所の中から決定します。

第6 申込手続等

◆インターネット申込みの流れ◆(9ページ)と併せてご確認ください。

1 申込方法

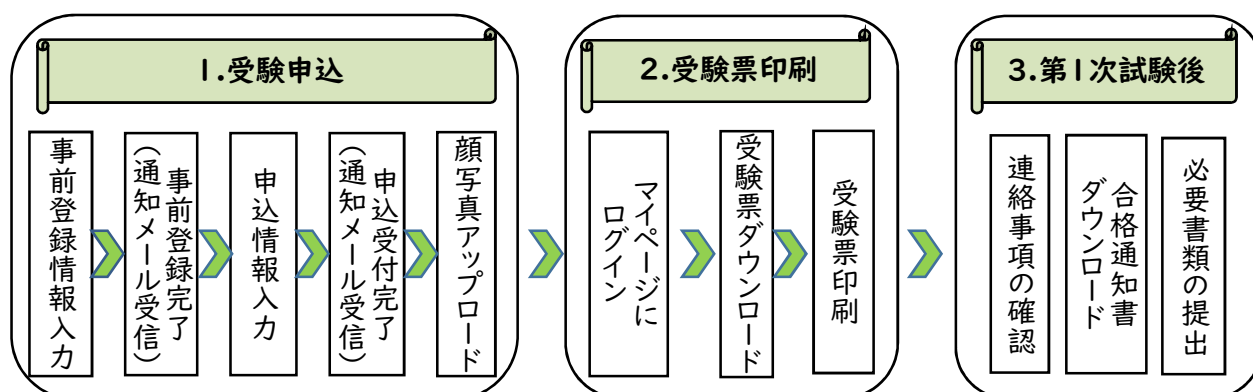
採用試験申込みサイトにアクセス <https://www-shiken.courts.go.jp/>

- (1) 手続は、「事前登録」と「申込受付」の2段階になっています。「事前登録」だけでは申込みを完了したことになりませんのでご注意ください。それぞれに「完了通知メール」が届きますので、必ず保存してください。
- (2) ユーザーID 及びパスワードの照会には応じられませんので、忘れないように必ず控えておいてください。

ユーザーID	
パスワード	

※ ユーザーID及びパスワードは、マイページにログインし、申込内容の確認、顔写真のアップロード、受験票、合格通知書のダウンロード及び第2次試験受験時に必要となる書類の提出を行う際にも必要になります。

～「採用試験申込みサイト」のマイページにおける手続の流れ～



2 申込に関する注意事項

- (1) 申込みは一回のみ行ってください。二回以上の申込みをした場合には、受験申込みの受付ができないことがあります。
- (2) 受験申込みの受付後は、「希望する勤務地を管轄する高等裁判所」及び「試験地」の変更は認められません。
- (3) 氏名や住所に変更、誤記等があった場合は、申込受付完了後に、採用試験申込みサイトのマイページから修正することができます。住所等の申込内容の訂正を目的とした重複申込みは絶対にしないでください。
- (4) 誤記や未記入がある場合には、適宜電話等で連絡しますので、申込みをした日から7月24日(木)まで(土、日、祝日を除く)の間、必ず連絡がとれるようにしておいてください。補正ができなかった場合には、受験申込みの受付ができないことがあります。

3 受験票について 第1次試験当日に必ず持参してください

- (1) 次の各期限内に作業を行い、受験票を紙に印刷してください。
 - ① 顔写真のアップロード・・・申込完了後 から 7月23日(水) まで
※ 本人であることが明瞭に確認できる写真(3箇月以内に撮影した、脱帽・上半身・正面向きのもの)をマイページからアップロードしてください。
 - ② 受験票のダウンロード・・・8月29日(金)13:00 から 9月12日(金)17:00 まで
※ ダウンロードした受験票のファイルは、保存した上で紙に印刷してください。
※ ダウンロードできない場合には、9ページの「申込に関する問合せ先」に、上記期限までに問い合わせてください。
- (2) 受験票に顔写真が印刷されていない場合や写真の写りが不鮮明で本人であることが確認できない場合には、受験を認めません。(1)①の期限までに顔写真をアップロードできなかった場合は、本人であることが明瞭に確認できる写真で、裏面に受験番号及び氏名を記入したものを試験当日に必ず持参してください。

4 個人情報の管理について

受験申込み及び試験により取得した個人情報は、適正に管理します。

取得した個人情報は、試験手続に利用するほか、最終合格すると氏名・連絡先等採用を行うにあたり必要と認められる情報については採用手続において利用します。なお、学歴等の事項は、試験結果の分析、今後の効率的な募集活動等のために利用するものであり、試験結果に影響を与えるものではありません。

5 受験上の配慮について

身体の障害等があるため、着席位置の指定、車椅子、補聴器等の補装具の使用等、受験の際に何らかの配慮を希望される方は、事前の申出が必要です。申込時に、採用試験申込みサイトの所定欄に、希望する配慮の内容を記入してください。

申出の内容や障害の程度を確認の上、場合によっては、障害の程度を証明する書類を提出していただくことがあります。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

第7 受験上の注意事項

1 第1次試験日の携行品（チェックリストとしてもご利用ください。）

- (1) ☐ 受験票（顔写真が印刷されたもの）
- (2) ☐ HBの鉛筆又はシャープペンシル（基礎能力試験で使用します。）
- (3) ☐ 黒のペン又はボールペン（インクが容易に消せるものを除きます。作文試験で使用します。）
- (4) ☐ プラスチック製消しゴム
- (5) ☐ 時計（時計機能だけのもの。スマートウォッチ等は不可）

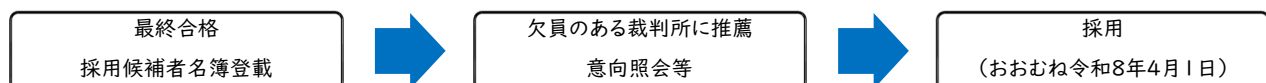
2 注意事項

- (1) 着席時刻から試験に関する注意事項の説明を開始しますので、必ず受験票記載の時刻までに受付を済ませ、着席してください。試験問題等配布時刻に遅れた場合は、受験は認められません。
- (2) 試験室内では、スマートフォン等の通信機器の使用はできません。
- (3) 試験中にスマートフォン等の通信機器を操作した場合、操作しなくても身に付けていた場合、机の上や机の中などかばん等の外に出していた場合は、不正行為となりますので注意してください。
- (4) 欠席又は棄権した試験種目がある場合は、それ以降は受験できません。
- (5) 台風や地震等の災害が発生した場合の試験実施に関する情報については、裁判所ウェブサイト内の採用情報のページ（<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>）をご覧ください。

3 合格者発表

- (1) 合格者の受験番号は、各発表日に、以下の裁判所ウェブサイト内の採用情報のページに掲載します。
【<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>】
- (2) 裁判所では、有料で試験の可否の連絡を請け負うことは一切行っておりません。

第8 合格後の予定



- 1 最終合格者は、高等裁判所の管轄区域（3ページの第5の表参照）ごとに作成される採用候補者名簿に高点順に記載されます。この名簿の有効期間は1年です。
- 2 最終合格者については、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所を対象に、希望する勤務地、成績等を勧案の上、欠員のある裁判所に推薦し、各裁判所において採用諾否の意向照会等をして採用を内定します。
採用は、おおむね令和8年4月1日になります。ただし、希望する勤務地又は各裁判所の欠員状況によっては、名簿の有効期間内に推薦（採用）されない場合や、意向を確認の上、希望する勤務地を管轄する高等裁判所の管轄区域内の裁判所以外の裁判所に推薦される場合があります。

第9 職務内容等

1 裁判所の組織について

我が国は、公平公正な裁判を実現するために三審制度を採用しており、全国に裁判所が設置されています。各裁判所の組織は、大きく「裁判部」と「事務局」に分けられます。

より詳しく知りたい方は
こちら



(<https://www.courts.go.jp/saiyo/shigoto/soshiki/index.html>)

2 裁判所事務官について

裁判所事務官に採用されると、各裁判所の裁判部や事務局に配置され、裁判部では裁判所書記官のもとで各種裁判事務に従事し、事務局では総務課、人事課、会計課等において司法行政事務全般に従事します。

裁判所事務官として一定期間在職すると、裁判所書記官となるための裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程の入所試験を受験することができます。裁判所書記官になると、法律の専門家として固有の権限が付与され、その権限に基づき、法廷立会、調書作成、訴訟上の事項に関する証明、執行文の付与のほか、支払督促の発付等を行います。さらに、法令や判例を調査したり、弁護士、検察官、訴訟当事者等と打合せを行うなどして、裁判の円滑な進行を確保することも大きな役割の一つです。裁判所書記官が立ち会わないと法廷を開くことができないので、裁判所書記官はどの裁判所にも配置されています。

裁判所の魅力や職場の
雰囲気をご紹介します



(<https://www.courts.go.jp/saiyo/shigoto/index.html>)

YouTube、各種SNSでも採用試験情報や採用イベント情報を随時発信しています。



YouTube



Facebook



X
(@saibansho_saiyo)



Instagram
(@saibansho_saiyo)



第10 給与（次の額は、令和7年4月1日現在のものです。）

初任給 （東京都特別区内に勤務する場合の例）	諸 手 当 の 例
225,600円 （行政職俸給表（一）1級5号俸）	期末・勤勉手当…1年間に俸給月額などの約4.6箇月分 通勤手当……………6箇月定期券の価額等 （1箇月当たり最高150,000円） 住居手当……………月額最高28,000円 超過勤務手当等

第11 参考事項

令和2年度～令和6年度の
試験実施結果はこちらを
参照してください。

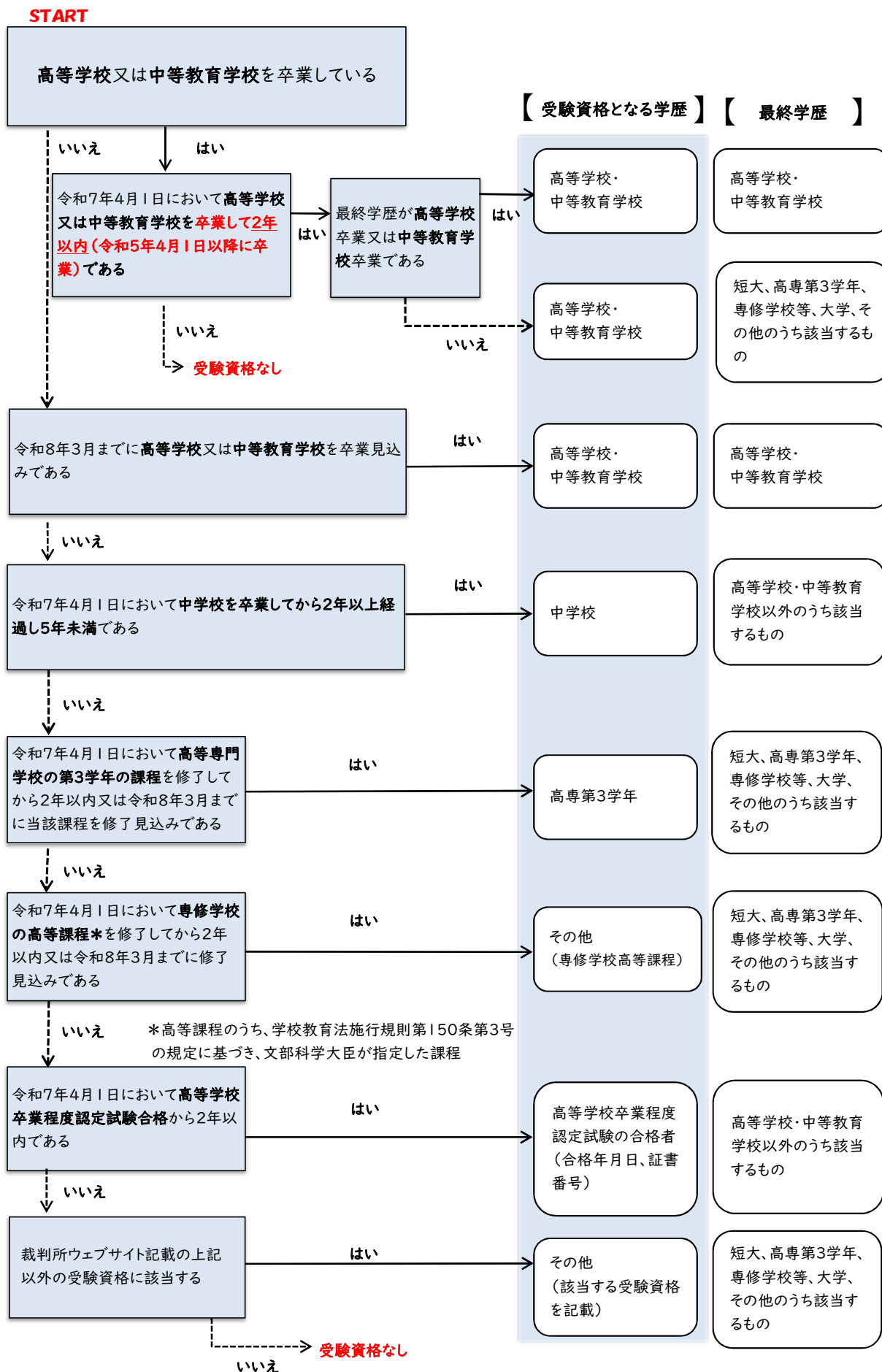


(<https://www.courts.go.jp/saiyo/siken/jissi/index.html>)

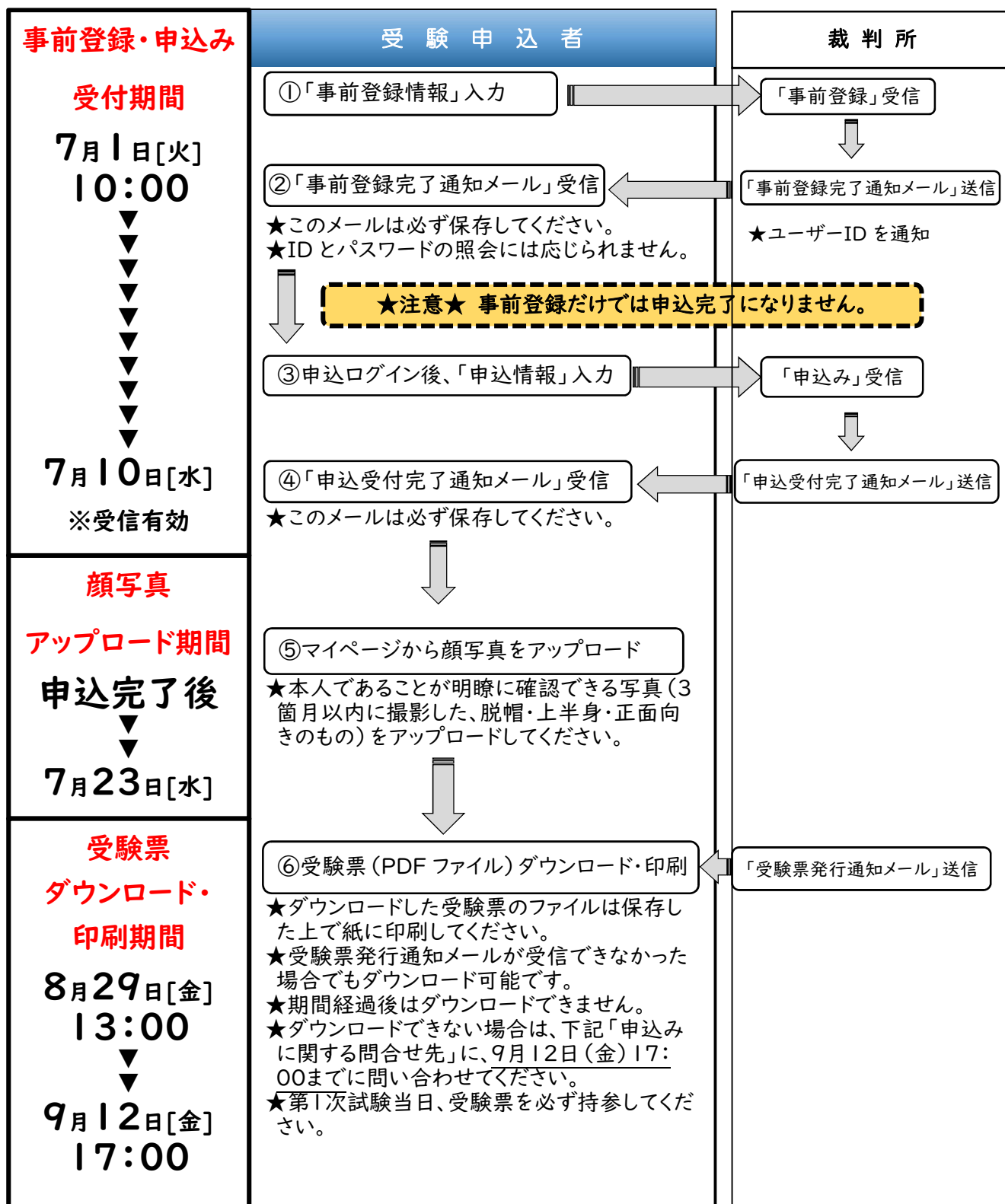
○ 第1次試験地にある裁判所 ※ 電話による問合せ 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く。)

第1次試験地	問 合 せ 先	郵便番号	所 在 地	電話番号
札幌市	札幌地方裁判所事務局人事課	060-0042	札幌市中央区大通西11	011(350)4807
函館市	函館地方裁判所事務局総務課	040-8601	函館市上新川町1-8	0138(38)2366
旭川市	旭川地方裁判所事務局総務課	070-8640	旭川市花咲町4	0166(51)6258
釧路市	釧路地方裁判所事務局総務課	085-0824	釧路市柏木町4-7	0154(99)1203
仙台市	仙台地方裁判所事務局人事課	980-8639	仙台市青葉区片平1-6-1	022(222)4166
福島市	福島地方裁判所事務局総務課	960-8512	福島市花園町5-38	024(534)2196
山形市	山形地方裁判所事務局総務課	990-8531	山形市旅籠町2-4-22	023(600)0733
盛岡市	盛岡地方裁判所事務局総務課	020-8520	盛岡市内丸9-1	019(622)3352
秋田市	秋田地方裁判所事務局総務課	010-8504	秋田市山王7-1-1	018(803)0506
青森市	青森地方裁判所事務局総務課	030-8522	青森市長島1-3-26	017(722)5428
東京都	東京地方裁判所事務局人事課	100-8920	東京都千代田区霞が関1-1-4	03(3581)2469
横浜市	横浜地方裁判所事務局人事課	231-8502	横浜市中区日本大通9	045(664)8751
さいたま市	さいたま地方裁判所事務局人事課	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-45	048(863)8524
千葉市	千葉地方裁判所事務局人事課	260-0013	千葉市中央区中央4-11-27	043(333)5243
水戸市	水戸地方裁判所事務局総務課	310-0062	水戸市大町1-1-38	029(224)8421
宇都宮市	宇都宮地方裁判所事務局総務課	320-8505	宇都宮市小幡1-1-38	028(621)4744
前橋市	前橋地方裁判所事務局総務課	371-8531	前橋市大手町3-1-34	027(231)4902
静岡市	静岡地方裁判所事務局総務課	420-8633	静岡市葵区追手町10-80	054(251)6235
甲府市	甲府地方裁判所事務局総務課	400-0032	甲府市中央1-10-7	055(235)1134
長野市	長野地方裁判所事務局総務課	380-0846	長野市旭町1108	026(403)2010
新潟市	新潟地方裁判所事務局総務課	951-8511	新潟市中央区学校町通1-1	025(222)4178
名古屋市	名古屋地方裁判所事務局人事課	460-8504	名古屋市中区三の丸1-4-1	052(203)9767
津市	津地方裁判所事務局総務課	514-8526	津市中央3-1	059(226)4805
岐阜市	岐阜地方裁判所事務局総務課	500-8710	岐阜市美江寺町2-4-1	058(262)5123
福井市	福井地方裁判所事務局総務課	910-8524	福井市春山1-1-1	0776(91)5054
金沢市	金沢地方裁判所事務局総務課	920-8655	金沢市丸の内7-1	076(221)3428
富山市	富山地方裁判所事務局総務課	939-8502	富山市西田地方町2-9-1	076(421)6319
大阪市	大阪地方裁判所事務局人事課	530-8522	大阪市北区西天満2-1-10	06(6316)2625
京都市	京都地方裁判所事務局人事課	604-8550	京都市中京区菊屋町	075(257)9139
神戸市	神戸地方裁判所事務局人事課	650-8575	神戸市中央区橋通2-2-1	078(367)1026
奈良市	奈良地方裁判所事務局総務課	630-8213	奈良市登大路町35	0742(88)6505
大津市	大津地方裁判所事務局総務課	520-0044	大津市京町3-1-2	077(503)8107
和歌山市	和歌山地方裁判所事務局総務課	640-8143	和歌山市二番丁1	073(428)9882
広島市	広島地方裁判所事務局人事課	730-0012	広島市中区上八丁堀2-43	082(228)0486
山口市	山口地方裁判所事務局総務課	753-0048	山口市駅通り1-6-1	083(922)9137
岡山市	岡山地方裁判所事務局総務課	700-0807	岡山市北区南方1-8-42	086(222)4126
鳥取市	鳥取地方裁判所事務局総務課	680-0011	鳥取市東町2-223	0857(22)2171
松江市	松江地方裁判所事務局総務課	690-8523	松江市母衣町68	0852(26)1969
高松市	高松地方裁判所事務局総務課	760-8586	高松市丸の内1-36	087(851)1538
徳島市	徳島地方裁判所事務局総務課	770-8528	徳島市徳島町1-5-1	088(603)0107
高知市	高知地方裁判所事務局総務課	780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	088(822)0585
松山市	松山地方裁判所事務局総務課	790-8539	松山市一番町3-3-8	089(903)4381
福岡市	福岡地方裁判所事務局人事課	810-8653	福岡市中央区六本松4-2-4	092(981)9642
佐賀市	佐賀地方裁判所事務局総務課	840-0833	佐賀市中の小路3-22	0952(38)5606
長崎市	長崎地方裁判所事務局総務課	850-8503	長崎市万才町9-26	095(822)6151
大分市	大分地方裁判所事務局総務課	870-8564	大分市荷揚町7-15	097(532)7161
熊本市	熊本地方裁判所事務局総務課	860-8513	熊本市中央区京町1-13-11	096(241)8923
鹿児島市	鹿児島地方裁判所事務局総務課	892-8501	鹿児島市山下町13-47	099(808)3707
宮崎市	宮崎地方裁判所事務局総務課	880-8543	宮崎市旭2-3-13	0985(68)5124
那覇市	那覇地方裁判所事務局総務課	900-8567	那覇市樋川1-14-1	098(918)3318

下のフローチャートを利用して受験資格の有無及び「受験資格となる学歴」を必ず確認してください。
 学歴欄の記入について不明な点があるときは、事前に「申込みに関する問合せ先」(9ページ)に問い合わせてください。
 受験資格となる学歴と最終学歴は異なる場合がありますので、ご注意ください。
 (例) 令和6年3月高等学校卒業、令和8年3月専修学校専門課程修了見込みの場合、「受験資格となる学歴」
 は高等学校卒業となり、「最終学歴」は専修学校修了見込みとなります。



★採用試験申込みサイト <https://www-shiken.courts.go.jp/>



(申込みに関する問合せ先)
 最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係
 03-3264-5758(直通)

※午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)



裁判所ナビゲーター
 さいたん